

調査特別委員会の設置について（案）

H23. 5. 27

1 委員会名称

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会

2 付議事件

市政に係る諸課題の解決に向け、市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。

3 委員定数

12人（自民党4・民主党2・公明党2・みんな2・共産党1・非交渉会派1）

4 正副委員長

委員長1人、副委員長2人を多数会派順に選出
（委員長：自民党、副委員長：民主党・公明党）

5 設置期限

議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。

6 設置根拠

地方自治法第110条及び横浜市会委員会条例第5条

7 その他

設置される調査特別委員会の運営方法等については、常任委員会及び常設特別委員会の例による。

【参 考】

地方自治法（抜粋）

（特別委員会）

第110条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

② 特別委員は、議会において選出し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

③ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

④ 第109条第4項及び第5項の規定は、特別委員会について準用する。

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

② 特別委員会の定数は、市会の議決で定める。

議第 号議案

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の設置

横浜市会は、次のとおり横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会を設置する。

平成 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会	市政に係る諸課題の解決に向け、市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、横浜市会基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。	12人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。

提 案 理 由

横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会を設置したいので、横浜市会委員会条例第5条の規定により提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。